

第3期(平成17年12月～平成19年12月)

「千代田みらいくる会議」からの報告

平成19年12月

「千代田みらいくる会議」

目 次

I	はじめに	1
II	主な議論	2
1	廃プラスチック対策	2
2	イベントごみの減量	4
3	事業系ごみの減量	5
4	生ごみ対策	6
5	集積所管理・排出指導	7
6	戸別収集	8
7	家庭ごみの有料化、負担の公平化	9
8	温暖化防止対策	10
III	これまでの会議及び活動概要	11
IV	千代田みらいくる会議委員名簿	12

I はじめに

自区内に焼却施設や最終処分場を持たない千代田区では、ごみ量を減らすことや資源回収を進めることが廃棄物行政における重要な課題です。

このため、第3期の「千代田みらいくる会議」においても、ペットボトルやプラスチック製容器包装の資源回収、事業系ごみの減量、区内で行われるイベントでのリユース食器の推進などについて、意見の交換を行いました。ここでの意見も踏まえ、区では平成19年度よりペットボトルやプラスチック製容器包装の集積所での回収、新たなスポンサー付きリユース食器の貸し出しなどの施策をすでに開始しています。

このように、千代田区における廃棄物行政の大きな特徴は、みらいくる会議をはじめとする市民参加の場と行政との有機的な連携のもとで、先進的な施策を柔軟に展開している点にあります。今後も、本報告書における委員の方々の貴重な意見を尊重しながら、さらにその取り組みを進めていただき、23区内ではもちろんのこと、日本においてもトップレベルのごみ減量やリユース・リサイクルが実現されることを強く期待しています。

とりわけ、千代田区では一般廃棄物のほとんどを占める事業系ごみのなかには中小規模の事業所から排出されるごみも多く含まれています。また、住民登録がなされていなく、地域のコミュニティにもほとんど参加していない住民が少なからず存在します。こうした、事業者や区民の皆様がいかにごみ問題の実態を知っていただき、行政と区民、事業者によるごみ減量のための協働を進めていくかは今後の重要な課題の一つであり、みらいくる会議においてもさらに検討を深めていただきたいと思います。

平成19年12月

千代田みらいくる会議
委員長 松本 安生
(神奈川大学)

II 主な議論

平成17年12月15日(木)開催の第1回「千代田みらいくる会議」から平成19年11月2日(金)開催の第8回「千代田みらいくる会議」まで、本会議において主に議論した内容は、以下のとおりである。なお、項目によっては、現状説明とそれに対する意見交換を行った後の進捗状況により、再度現状説明とそれに対する意見交換を行ったものもある。

なお、以下の各項目の「現状」は、それぞれの項目について意見交換を行った時点におけるものである。

1 廃プラスチック対策

<現状:1回目>

①ペットボトル・食品用発泡スチロール製トレイの資源回収

千代田区では、コンビニエンスストア等の店頭やストックヤード等の区の施設に併設した回収拠点において、ペットボトルを資源として回収している。

また、食品用発泡スチロール製トレイについては、資源の日に、ごみ・資源集積所で回収するとともに、ストックヤード等の区の施設に併設した回収拠点において回収している。

②他のプラスチック類の処理

千代田区では、ペットボトル・食品用発泡スチロール製トレイ以外のプラスチックは不燃ごみとして収集され、破碎処理後に最終処分場に埋め立てられている。

③廃プラスチック等のサーマルリサイクル

廃プラスチック等のサーマルリサイクルとは、最終処分場の延命・確保のため、これまで不燃ごみであった廃プラスチック・革・ゴム類を焼却することによりその容積を縮減するとともに、焼却によって生じるエネルギーを有効利用するものである。23区では、平成20年度中に、全域で実施する予定である。

平成18年度には、品川区、足立区、大田区、杉並区において廃プラスチック等を可燃ごみとしてモデル収集を行うとともに、その収集したごみを該当清掃工場で焼却し、環境への影響や施設の安全性等を確認する実証実験を行う。また、平成19年度には、23区全ての区でモデル収集を実施し、該当清掃工場において実証実験を行う。

<主な意見>

- 不燃物として分別していた廃プラスチックを、可燃物とするのには抵抗がある。
- サーマルリサイクルが実施されると、分別せずになんでも可燃ごみとして排出されるおそれ大きい。
- 不燃ごみの中にはペットボトルが多いので、ペットボトルの資源回収を徹底してから、サーマルリサイクルを始めるべきだ。
- マンションは管理人がしっかりしていれば、きちんと分別される。きちんと指導して

いくのであれば、サーマルリサイクルは進めてよいと思う。

- プラスチック類を焼却することにした理由、清掃工場の整備などにより焼却が可能となった状況などを、区民に説明する必要がある。
- サーマルリサイクルが始まると、不燃ごみが激減する。現在の可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回の収集体制も見直すことになるのではないか。

＜現状：2回目＞

①ペットボトルの資源回収

平成18年11月から、区内一部の地域の集積所でペットボトルを資源として回収するモデル事業を始め、その効果の確認をした後、平成19年10月から区内全域の集積所で資源回収を実施する。

②プラスチック製容器包装の資源回収

清掃工場のない千代田区としては、他区に比してよりごみの減量に努めなければならない。プラスチック製容器包装を資源として回収している自治体もあり、千代田区もプラスチック製容器包装の資源化を実施すべきか検討中である。

＜主な意見＞

- リサイクルということなら、サーマルリサイクルもプラスチック製容器包装の回収も同じだが、容器包装リサイクル法上の回収を行えば、その分だけ製造業者の負担が増えることになり、不用なものを減らすことへのインセンティブも働き、ごみ減量に有効ではないか。
- 廃プラスチックのサーマルリサイクルをしたくない人には、資源回収の方法があるという選択肢を持つことは重要である。
- ペットボトルの回収施設を見学したが、処理に大変なエネルギーがかかっているため、資源として集めることに疑念が生じた。集積所で回収するのは賛成だが、ペットボトルを減らすことと、中間処理がなるべくない状態で集める工夫が必要である。
- 他市のように細かく分類するのは、千代田区民には無理だと感じている。資源化に必要な分別が単純な分別で良いなら、家のごみはずいぶん減ると思う。
- ごみ・資源の分別基準や出し方について十分周知して欲しい。
- ペットボトルを洗って、つぶして持っていくと、飲みかけや丸ボトルのままのものがあり、幻滅する。一生懸命分別している人を表彰したりすれば報われる。

＜現状：3回目＞

①廃プラスチック等のサーマルリサイクル

品川清掃工場、足立清掃工場、多摩川清掃工場、杉並清掃工場での廃プラスチック等のサーマルリサイクルの実証実験の結果は、全て法規制値に適合しているものであった。この結果を踏まえ、千代田区でも平成19年10月から、廃プラスチック等のサーマルリサイクルに向けたモデル収集を区内一部地域で実施する。

②プラスチック製容器包装の資源回収

平成19年10月から、区内全域の集積所でプラスチック製容器包装の資源回収を実施する。

<主な意見>

- 有機物の臭いが強く残ったプラスチックはリサイクルすることが難しいと聞いている。一方で、洗浄に洗剤や水を多量に使うのは、環境に負荷がかかる。本当に環境のためになる資源回収が行えるよう、適切な分別の周知に努めて欲しい。
- 資源回収したことによるエネルギー削減効果など、区民のモチベーションを高める説明をして欲しい。
- きちんと分別されないごみは雑居ビルから出されるものが多い。事業所への周知を工夫する必要がある。
- 町会の清掃に関わっている人に情報が伝わるようにして欲しい。
- プラスチック製容器包装の処理について、家庭系と事業系との整合を図って欲しい。

<区の施策等>

サーマルリサイクルのモデル収集やプラスチック製容器包装・ペットボトルの集積所での資源回収については、区の広報紙で特集号を組むほか、パンフレットを区民・事業者やマンション管理人等に配布するとともに、町会等の集まりに職員が出席し説明を行った。

<まとめ>

区では平成20年度中に、区が可燃ごみを搬入する清掃工場の実証実験の結果を確認した上で、区内全域で廃プラスチック等のサーマルリサイクルに向けた収集を行う予定とのことである。そのためには、ごみ・資源の分別方法・排出方法の周知・指導の徹底を図るとともに、可燃ごみ・不燃ごみの組成が大きく変化することが考えられるため、家庭系及び事業系のそれぞれについて安全で効率的な収集方法を検討していくことが必要である。

2 イベントごみの減量

<現状>

区内で実施されるイベントに対して再利用ができる皿やコップ、統一ゴミ容器及びごみ分別表示を無料で貸し出すほか、ボランティアによる分別指南役を派遣することにより、イベントにおけるごみの減量を進めている。

<主な意見>

- リユース食器に箸やどんぶりを加えて欲しい。
- イベントに使おうとして申し込むと、食器の不足を理由に断られることがある。もっと食器の数を増やして欲しい。

○リユース食器作成にあたっては、企業から寄付をつのってはどうか。

＜区の施策等＞

平成19年4月に箸をリユース食器に加え、貸し出しを開始した。どんぶりについては、平成19年4月スポンサー募集をおこなったところ、数社から問い合わせがあった。そのうちの1社である生活協同組合東京マイコープをスポンサーとしてどんぶりを作成し、同年10月から貸し出しを開始した。

＜まとめ＞

食器の種類や枚数を増やして欲しいという要望があるようだが、食器の洗浄や食器の保管場所などにも限界があるということも聞いている。今後、貸し出しの仕組みも含めて検討していく必要がある。

3 事業系ごみの減量

＜現状：＞

千代田区においては、事業系ごみが全体の95%を占めている。区は、大規模事業所に対しての清掃事務所による立ち入り指導や小規模事業所に対しての古紙共同回収システムへの支援等を行っている。

＜中嶋委員(大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会)コメント＞

ごみ減量の取り組みとしては、紙ごみが多いので、裏面コピーなどリデュースに努めている。リユースでは、再開発の際、使っていた大理石やガラスを使う取り組みを行っている。リサイクルでは、分別を徹底し、「ごみゼロエミッション」を目指している。難しいのは生ごみのリサイクルである。丸ビルでは、リサイクルしたものを豚の飼料としているが、塩分が含まれてはいけなないので調理後のものは使えず、調理前のものに限っている。

＜本多委員(日立製作所)コメント＞

2005年に千代田区にあるビルにおいてISO14001を取得し、環境に配慮した活動を行っている。可燃ごみの中では紙が多いので、自主回収ボックスを作ってリサイクルを進め、紙を5年で30%削減することを目標として活動している。また、グループ会社では、回収できる容器での弁当販売を行うなど、ごみの減量を進めている。

＜宮崎委員(am/pm)コメント＞

環境省の下の店舗で、弁当容器の回収を実験的に始めたが、洗浄して店舗に持参することになっているので、あまりうまくはいっていない。弁当容器にシートを貼った容器が出始めたので、そのような容器を使えば回収が進むか試している。プラスチックは様々な種類があり素材が異なるので、資源回収を行うには、効率性も考慮して進める必要がある。

<小和田委員(環境NPOオフィス町内会事務局)コメント>

大企業の紙リサイクルを目的として始まった「オフィス町内会」が、平成7年に小規模事業所を対象とした「ちよだエコオフィス町内会」を千代田区と協力して立ち上げた。千代田区がPRと加入事業者が事務所に設置する回収ボックスを負担し、実際の回収は回収業者が行い、事務局は加入事業所と回収業者のコーディネートを行っている。回収コストからその紙の売却代金を差し引いた金額を事業者が負担するシステムになっているので、区で回収する場合の1kg当たり28円50銭よりは安くなっている。今後も、システムの周知に努めていく。

<主な意見>

- 事業系ごみの減量では紙のリサイクルが課題だ。
- 千代田区内では様々なイベントがあるから、それらの会場でエコオフィス町内会のPRを行ったらどうか。その際、回収ボックスなどを展示するのも良いのではないかな。

<まとめ>

事業系ごみが95%を占める千代田区においては、事業系ごみの減量は重要な課題である。事業所では、このことに関して様々な取り組みを行っており、区においても、廃棄物管理責任者講習会などでPRや指導等をおこなっている。今後も引き続き事業所への支援、制度の周知等について検討していく必要がある。

4 生ごみ対策

<現状>

生ごみは、区収集ごみのうち、家庭系ごみの33%、事業系ごみの20%を占めている。千代田区では、生ごみの減量に向けて、区民に対して生ごみ処理機のあっせんを行い、生ごみ処理機の普及に努めている、

また、区としても、本庁舎、小学校、幼稚園、保育園から出る生ごみは、銚子市にある農業生産法人で堆肥化して、近隣の農家に配布している。

<主な意見>

- 多摩地区では、これ以上ごみを減らすには「生ごみ」だということで、多くの市において生ごみ処理機の購入費用の助成を実施している。本区においても可燃ごみの3割以上を占める生ごみのリサイクルを進める上で、生ごみ処理機の購入費用の助成を実施したらどうか。
- 集積所に出る生ごみは、夏場の臭いがひどい。また、収集後に集積所に残る汚水の掃除もしなければならないので、生ごみ対策は必要である。
- 生ごみ処理機の補助は、家庭だけでなく、小さな飲食店を対象とすれば、飲食店の生ごみの臭いなどの対策になる。

- 乱雑なごみの排出を行う飲食店に対しては、保健所とも連携をとり指導していく必要がある。

＜まとめ＞

生ごみ処理機購入についての補助の具体化に向けて、その効果等を検討することが必要である。それとともに、生ごみを処理した後の堆肥化、また堆肥にした後のルートをどう確保するか、堆肥化以外の処理方法の検討など、都心区である本区としての特性も考慮しながら検討していく必要がある。

5 集積所管理・排出指導

＜現状＞

ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源に区分するとともに、地域分けを行い収集している。区のごみ収集は、区内にある約3,200箇所の資源・ごみ集積所において行っている。家庭ごみが中心であるが、家庭ごみの収集運搬に支障のない範囲で事業系ごみについても収集している。なお、事業系ごみ・粗大ごみについては有料ごみ処理券の添付が義務付けられている。

清掃事務所では、職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした「ふれあい指導」を実施している。内容は、資源・ごみ集積所の改善指導、不法投棄対策、大規模建築物の指導等である。

＜主な意見＞

- 生ごみもプラスチックも一緒になっていて、分別の意識が低い飲食店がある。飲食店については、民間業者に収集してもらうのが理想だと思う。
- 不法投棄に関して、たばこのポイ捨ての指導員のようなユニフォームがあると指導がしやすい。指導するためには、指導員としての資格を町会や商店街の責任者などに与えてほしい。現状では、警察に通報するぐらいのことしかできない。
- 清掃事務所が収集しなかったゴミ袋については、町会で中を調べて、排出者がわかった場合はその事業所へ持っていったりしている。町会でも協力していきたい。
- タバコのポイ捨ての時は過料がかかるということで、マスコミにも取り上げられ効果があったと思う。ごみはタバコより生活に密着した問題なので、同様に過料を徴収したら良いと思う。
- 資源として出した新聞、雑誌、ダンボールをトラックで来た知らない業者が持っていくのは気になる。
- 抜き取り対策としては、収集時間にあわせた時間に出すのが良いのかもしれないが、朝早い時間に出せない人も多いと思うので、夜出せるような鍵のかかる保管場所があればよいと思う。

＜区の施策等＞

平成19年10月からのプラスチック製容器包装・ペットボトルの集積所回収や廃プラスチックのサーマルリサイクルに向けたモデル収集に併せ、平成19年9月に、区民等のボランティアによる「ごみ・資源分別啓発員」制度を発足させ、地域との連携によるごみ・資源の分別・排出方法の周知に取り組むこととした。

＜まとめ＞

今後、ごみの分別や排出方法等について、事業所に対する個別指導、リーフレットの配布や広報紙への掲載以外にも、効果的な周知方法を検討するほか、「ごみ・資源分別啓発員」制度の活用方法等について検討する必要がある。

6 戸別収集

＜現状：1回目＞

集積所による排出に支障がある等の特別の事情がある場合を除いて集積所収集を原則としている。現在品川区で戸別収集を行っているが、千代田区でも平成18年度中に、戸別収集をモデル地区で行いその効果等を検証する。

＜主な意見＞

- ごみ集積場の散乱な状態が歩道の歩ける範囲を狭めている。せつかく道路を整備しても不快を感じる。戸別収集なら集積所も必要なくなる。
- 戸別収集はサービスの向上だと思っていたが、実はそう簡単なことではなく、反対する方もいると聞いている。
- それぞれの家の前にごみを出すとなると、責任は明確になるかもしれないが、美観は悪くなるような気がする。
- マンションの場合、そのマンションの前に戸数分のごみが出ることになる。その場合排出者責任もどの程度明らかになるのか。千代田区ではマンション居住者が多いので、戸別収集を実施してもあまり意味が無いのではないか。

＜現状：2回目＞

平成18年9月から平成19年3月まで、神田和泉町会全域で、可燃ごみ・不燃ごみについて戸別収集をモデル実施した。なお、資源については集積所を継続利用している。

戸別収集（試行）を行った結果、収集体制、マンション居住者への効果など整理すべき課題があることが分かった。また、モデル地区内でアンケートを行った結果、肯定的意見と否定的意見とは、ほぼ同数であった。肯定的意見の主なものは、排出者の利便性や分別意識の向上などであり、否定的意見の主なものは、美観の阻害、プライバシー侵害などであった。

＜主な意見＞

- 戸別収集に手間をかけるより、中小規模の事業者への指導を強化したほうが良

いのではないか。

＜まとめ＞

戸別収集については、ビル1階店舗への配慮やスペース的にごみを置く場所がない建物など、物理的課題や、プライバシーの問題などがあり、検討が必要である。また、今後実施予定のサーマルリサイクルも含めた収集体制の整備などを勘案しながら、戸別収集のあり方も含め検討していくことが必要である。

7 家庭ごみの有料化、負担の公平化

＜現状：1回目＞

現在、千代田区では、粗大ごみ等を除き家庭ごみは無料であるが、ごみ排出抑制や資源分別の徹底を図る一つの方策としてごみ収集の有料化があり、本区の一般廃棄物処理基本計画でも検討項目としている。家庭ごみの有料化は区民に負担を強いるものであり、十分な議論が必要である。

また、併せて千代田区に住民登録していないマンション等の居住者の排出する生活系ごみについても、公平化の観点から検討を行っていく。

＜主な意見＞

- 家庭ごみの有料化を住民票の有無で区別するという点については、多様な人々が集うまちづくりを進める観点からは十分な議論が必要である。
- 家庭ごみを有料化したときに、資源ごみを無料とするといったインセンティブをとると、ごみの減量化につながる。
- 住民票の有する人のごみと無い人のごみとを区別するには多大な労力がかかる。

＜現状：2回目＞

千代田区では、ごみ排出抑制の新手法の検討を行っている。千代田区で家庭ごみの有料化を行うためには他の都市とは異なった課題が明確になってきた。区民の8割がマンション居住者である中で、いかに排出者を明確にするのか、いかに全ての人から公平に徴収することができるのかが特に問題となる。これは負担の公平化の観点から、住民登録の有無による対応を行う際にも問題となるものである。

＜主な意見＞

- コミュニティに参加して欲しい学生や、千代田区で起業しようとしている意欲ある人たちを住民票で区別するのはいかなるものか。
- 区からいろいろな調査依頼があるが、住民登録している世帯、していない世帯を把握するのは難しい。

<現状：3回目>

みらいくる会議委員を対象に家庭ごみ有料化、負担の公平化についてのアンケートを実施した。結果は、資料1のとおりである。

<主な意見>

- 他の区と隣接している地域では、それらの区と一緒に行わないと、他区のごみが混ざってしまう。
- まず事業系のごみにごみ処理券が適切に添付されていないといけない。家庭ごみ有料化はその後ではないか。

<まとめ>

家庭ごみの有料化、負担の公平化については、23区のごみ処理状況の変化、区民の意識の変化などを踏まえ、今後も、引き続き検討する必要がある。

8 地球温暖化防止対策について

<現状>

地球温暖化はグローバルな課題であるが、また、基礎的自治体が自らの問題として取り組む必要があるローカルな問題でもある。千代田区では、懇談会を設置し、二酸化炭素の削減目標や地域の特性に応じた温暖化対策のあり方などを検討してきた。7月に懇談会から温暖化対策のあり方に関する提言を受け、区として、(仮称)千代田区地球温暖化対策条例の基本的な考え方がまとまったので、パブリックコメントを行った。

<主な意見>

- 近所の商店では、1店舗に何台も自動販売機が置いてあるが、相当な電力を使っているように思う。1店舗に1台までにするといった制限も必要ではないか。
- 部門別エネルギー消費構造は民生業務が一番多いが、その次は運輸となっている。運輸についても目標を定めるべきではないか。
- 各事業所で行っている環境配慮行動についてのアンケートを行って欲しい。
- 各社が行っているアイデア等の情報を集めて活用できる仕組みを考えていただきたい。
- 区役所屋上の太陽光パネルなどの情報も区の広報に掲載し広めて欲しい。

<まとめ>

区で進めている地球温暖化対策は区だけで行うものではなく、地球温暖化対策条例制定にあたっては、区民、事業者など関係者の共通の認識を持ち進めていかなければならない。また、条例制定後は、本区の地域特性に合わせた条例に基づいた地域推進計画の策定や推進制度を構築することによって、区全体として地球温暖化対策を推進していくよう要望したい。

Ⅲ これまでの会議及び活動概要

回数	開催日	主な議題
1	平成17年 12月15日(木)	1 委嘱状交付
		2 委員長・副委員長選出
		3 会議の公開・非公開及び委員名簿の作成等について
		4 「第2期千代田みらいくる会議からの提言」について
2	平成18年 4月26日(水)	千代田区の清掃リサイクル事業の現状について
3	7月13日(木)	アンケート結果に関連する区の事業について
4	11月2日(木)	家庭ごみの減量について
5	平成19年 3月19日(金)	事業系ごみの減量について
6	5月30日(水)	1 これまで出された意見とそれに対する区の取り組み状況について
		2 家庭ごみ有料化、負担の公平化について
7	7月27日(金)	1 家庭ごみ有料化、負担の公平化について
		2 第3期みらいくる会議報告書のまとめ方について
8	11月2日(金)	第3期みらいくる会議報告(案)について
9	12月21日(金)	区長への報告書提出

IV 千代田みらいくる会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	役 職 名 等
1	秋 山 幸 恵	前神田清掃協力会副会長
2	伊 東 祐 博	お茶の水小学校PTA会長
3	岩 田 啓 佑	東京商工会議所千代田支部工業分科会副分科会長
4	宇 賀 亮 介	東京青年会議所千代田地区委員会委員
5	大 森 郁 子	元麴町中学校PTA会長
6	片 野 洋 平	上智大学法学部客員研究員
7	加 藤 多 津 代	公募区民
8	小和田 瑞 江	環境NPOオフィス町内会事務局長
9	白 井 操 子	公募区民
10	瀧 井 秋 子	公募区民
11	土 井 新 三	出世不動通り商店会会長
12	中 嶋 利 隆	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会
13	○中 村 節 子	ちよだ環境ボランティア
14	西 川 和 江	公募区民
15	福 地 貞 子	麴町清掃協力会常任理事
16	本 多 敏 信	(株)日立製作所総務センタ主任
17	◎松 本 安 生	神奈川大学人間科学部准教授
18	宮 崎 義 之	(株) a m / p m ジャパン環境情報推進部マネージャー
19	山 森 清 子	リサイクルセンター企画運営ボランティア
20	渡 邊 伊 佐 雄	東京大神宮通り・飯田橋西口通り商業連合会会長

※◎は委員長、○は副委員長。

平成19年7月実施

対象:千代田みらいくる会議委員

1 家庭ごみの有料化について

1-1 家庭ごみ有料化について

①	賛成	3	人
②	どちらかといえば賛成	3	人
③	どちらかといえば反対	3	人
④	反対	4	人
⑤	わからない	1	人
⑥	未記入	1	人

1-2 「賛成」「どちらかといえば賛成」の理由

- ・ごみ量の削減は必須と考える。受益者負担の原則
- ・事業系と同様に家庭ごみにも排出者責任がある。有料にすれば量が減る効果も期待できる
- ・事業系ごみは有料化が進んでいるのに、家庭ごみを有料化にしないと、ごみの抑制ができない
- ・有料にすれば、ごみに対する考えがきびしくなり減るのではないか
- ・分別、資源、減量など検討してくれると思います。近隣の自治体とも検討してください。
- ・焼却場のない千代田区では、有料化は仕方のない事だと思います。最近分別が定着して、燃えないごみの量が減少してきたと思います。有料化によって、もう少しごみの減量に心がけるようになればと思います。

1-3 「反対」「どちらかといえば反対」の理由

- ・住民税をあげる方向で考えてほしい
- ・千代田区は住宅が多い地域とちがいで、駅やコンビニ等ごみを捨てる人が多いので、そういうところに捨てる人が多くなると思います。
- ・有料にすればごみ減量になるでしょうが、また元に戻ると思うので、もっとごみ減量を訴えるべきだと思います。それから有料化にするべきです。
- ・千代田区では家庭ごみが全体の5%程度であれば、あえて有料化することもない。有料化によるごみの減量効果は定かでないと思う。
- ・ごみの収集においては各町会等が、美化と共に働きかけていると思います(負担の公平性の質問への答えと同様とのこと)
- ・町会等で協力金をはらっているから
- ・有料化することで、ごみの分別やマナー等が改善されるとは思わない。よりポイ捨てが増えそうな気がする。
- ・私の住んでいる町内ではほとんどが事業系ごみとして出している(1-1の設問未記入だが1-3の理由欄に記入あり)

1-4 「わからない」の理由

- ・事業系のごみの動向をしっかりと把握すべき、特に千代田区は事業系が多いので、有料化(さらなる有料化)の対象としては事業系を考えるべきだと思います。
- ・一般については方式の検討が事前に必要かと思われます。
- ・有料化よりも先に「ただのり」をなくす方が先かと思われます。

2 負担の公平化について

2-1 住民登録の有無で差をつけることについて

①	賛成	6	人
②	どちらかといえば賛成	2	人
③	どちらかといえば反対	2	人
④	反対	3	人
⑤	わからない	1	人
⑥	未記入	1	人

2-2 「賛成」「どちらかといえば賛成」の理由

- ・住民登録のない方に緊張感をもっていただきたい。
- ・住民税を払っている方と差があっても仕方ないと思います。
- ・住民登録をしている人には完全無料化。千代田区に住み続けるには応分の負担があるため。
- ・どのように差をつけるのか難しい。
- ・ごみの収集においては各町会等が、美化と共に働きかけていると思います(家庭ごみ有料化の質問への答えと同様とのこと)。
- ・とても難しい問題だと思います。住民票のない方に、ごみを出さないでということでトラブルはないのでしょうか。

2-3 「反対」「どちらかといえば反対」の理由

- ・住民登録の有無でなく、ごみを出す人が負担すべきで、あくまで受益者負担とすべき。買ったときに負担すれば、一番公平性が保てると思います。
- ・差別化するための調査・普及の手間を考えると、その分他のサービスに有効活用できる。住民以外のマナーの悪さを矯正する方法がなくなってしまう。
- ・把握するのが難しいと思います。負担の公平性は、ごみ量が少ない人ほど負担が減るのが公平性だと思います。ポイント制度等で、ごみ減量に貢献したら何らかの利益を得られるようにしてください。
- ・住民登録制度に実質的な意味があるか疑問。従ってゴミ袋そのものを有料にする又はシール添付等にして、住民登録の有無に関らず有料化する。
- ・家庭ごみについて住民登録の有無で有料化に差をつけるよりも、雑居ビルに入居している飲食店や中小事業所等の不法投棄を徹底的に指導し、ごみ処理券の貼付を義務付ける方がよいと思う。
- ・住民登録の有無に関係なく、一律有料化にして差をつけなくてもいいのではないのでしょうか。

2-4 「わからない」の理由

- 責任の所在を明確にすることと、お金をとることは別かと思われます(セットで考えると判断を誤ると思われます)。
- 差をつけることには賛成いたします。まずは登録をしていない人から直接的、間接的に処理費用を徴収するのはいかがでしょうか。
- 現在マンション住まいで、住民票ある方、ない方がいるので差をつけるのは難しいと思います。マンション一括で有料も一案では。(2-1の設問未記入だが2-4の理由欄に記入あり)

資料 2

区民会議の設置根拠について

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第2項、第3項

(区民参加)

第7条 区長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び処理について、区民等の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、区民及び事業者との共同による一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

3 区民会議の構成、運営等必要な事項は千代田区規則（以下「規則」という。）で定める。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第3条

(区民会議の組織)

第3条 条例第7条第2項に規定する千代田区一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議（以下「区民会議」という。）は、区民、事業者、製造者等のうちから区長が委嘱する30名以内の委員で組織する。

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第4条

(区民会議の運営)

第4条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、区民会議の会務を総理し、区民会議を代表する。

3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 区民会議は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

6 区民会議の庶務は環境安全部環境推進課において処理する。

第三期「千代田みらいくる会議」からの報告

平成 19 年 12 月発行

編集・発行「千代田みらいくる会議」事務局

千代田区環境安全部環境推進課

千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号

電話番号 (03)3264-2111(代表)

この冊子は、再生紙を使用しています。